

再申入書

令和 8 年 1 0 月 7 日

札幌市白石区東札幌 1 条 1 丁目 1 - 8

株式会社じょうてつ

代表取締役 高木 克典 殿

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦

〒060-0002

札幌市中央区北 2 条西 1 3 丁目 1 - 1 0

札幌第一会計ビル 3 階

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人から貴社にお送りした令和 8 年 4 月 7 日付け照会書に対し、令和 8 年 5 月 2 7 日付け回答書をお送りいただきありがとうございます。

貴社により修正いただいた契約書を検討いたしました。第 8 条についてさらに修正が必要と考えますので、以下のとおり再度申し入れます。

1 第 8 条第 2 項②について

- (1) 本条項は、賃借人または同人の関係者による故意、過失の毀損、汚損修理費用を賃借人の負担としています。

この点について、当法人は、賃借人に対し通常損耗部分も含めて原状回復義務を負わせることは、消費者契約法第 1 0 条に規定する消費者契約の条項に当たるとして、使用中止・修正を求めたところです。

- (2) 修正後の契約書では、第 8 条に第 4 項が追加されていますが、同項前段は、賃借人の責めに帰する事由がある場合を除き、すなわち賃借人に故意過失がない場合に限り、通常損耗部分の修繕費の支払義務は負わないとするものです。賃借人または同人の関係者が故意過失で毀損、汚損した場合には、通常損耗部分も含めて修繕費を負担させる内容となっています。

- (3) また、同項後段においては、賃借人の負担の範囲を「民法 9 0 条並びに消費者契約法第 8 条、第 9 条、及び第 1 0 条に反しないものとする」と定められており、これによって賃借人の負担を消費者契約法第 1 0 条

に反しない範囲に限定しているというご趣旨と考えられます。しかし、かかる規定では、賃借人がどの範囲で修理費用を負担するのかが不明確であり、必ずしも法令に詳しくはなく、交渉力にも格差のある消費者にとっては同条に該当する不利な契約条項がそのまま適用され、泣き寝入りとなるおそれがあります。

- (4) したがって、本条項は、消費者契約法第10条に規定する消費者契約の条項になお該当するため、これを使用中止・修正することを求めます。

2 第8条第2項③について

- (1) 本条項は、電球の取替といった消耗品費を超えて、「日常生活にて生ずる付属家具」や「付属設備の修理費用」まで賃借人に負担させるものと考えられます。

この点について、当法人は、消費者契約法第10条に規定する消費者契約の条項に当たるとして、使用中止・修正を求めたところです。

- (2) 修正後の契約書に追加された第8条第4項前段は、前述のとおり、賃借人の責めに帰する事由がある場合を除き、通常損耗部分の修繕費の支払義務は負わないとするものであり、賃借人に故意過失がある場合には、通常損耗部分も含めて修繕費を負担させる内容となっています。
- (3) また、同項後段の追加により、賃借人の負担を消費者契約法第10条に反しない範囲に限定しているというご趣旨とも考えられますが、前述のとおり、かかる規定では同条該当性は否定されません。
- (4) したがって、本条項は、消費者契約法第10条に規定する消費者契約の条項になお該当するため、これを使用中止・修正することを求めます。

3 第8条第2項⑥について

- (1) 本条項は、賃借人に帰責事由が認められない場合であっても、水道等の凍結、排水詰まりによる修繕費を賃借人に負担させるものと考えられます。

この点について、当法人は、消費者契約法第10条に規定する消費者契約の条項に当たるとして、使用中止・修正を求めたところです。

- (2) 修正後の契約書に追加された第8条第4項前段は、賃借人の責めに帰する事由がある場合を除き、通常損耗部分の修繕費の支払義務は負わないとするものであり、その文言からして水道等の凍結、排水詰まりの修繕費について適用される規定とは通常考えられませんし、前述のとおり、賃借人に故意過失がある場合には、通常損耗部分も含めて修繕費を負担させる内容となっている点でも問題があります。
- (3) また、同項後段の追加により、賃借人の負担を消費者契約法第10条

に反しない範囲に限定しているというご趣旨であるとしても、前述のとおり、かかる規定では同条該当性は否定されません。

- (4) したがって、本条項は、消費者契約法第10条に規定する消費者契約の条項になお該当するため、これを使用中止・修正することを求めます。

4 ご回答について

つきましては、本申入れに対する貴社のお考え・ご対応等を、令和8年11月16日までに文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、ご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、当法人のホームページ等で公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以上